

循環型社会の構築と

地域から信頼される産業廃棄物処理体制の確立に向けて

第3次京都市産業廃棄物処理指導計画 (案)

(2011～2020)

平成23年3月

京 都 市

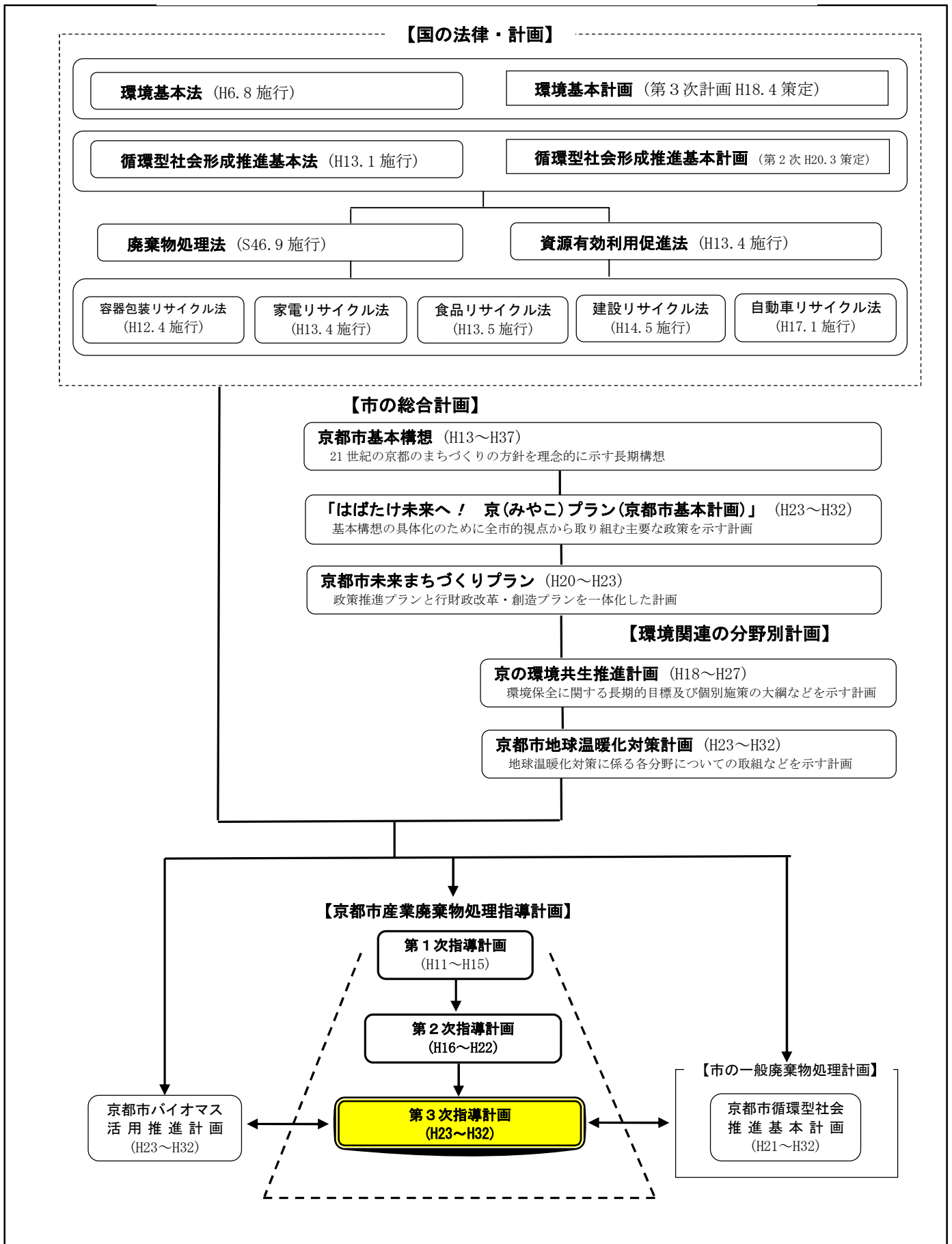
目 次

1 指導計画の趣旨と位置付け-----	1
2 新たな指導計画策定の背景-----	3
(1) 廃棄物処理法の改正-----	3
(2) 京都市循環型社会推進基本計画（一般廃棄物処理基本計画）の改定-----	3
(3) 第二次循環型社会形成推進基本計画の策定-----	3
3 計画期間-----	4
4 基本的理念-----	4
5 京都市における産業廃棄物処理の現状（推計）-----	6
(1) 産業廃棄物の発生量等の推移-----	6
(2) 第2次計画の数値目標項目の達成状況-----	9
6 排出事業者、処理業者、市民及び京都市が果たすべき役割-----	11
(1) 高い意識を持ち環境保全の取組を実行する排出事業者-----	11
(2) 排出事業者や地域から信頼される処理業者-----	11
(3) 不適正処理を許さない・3R推進の意識を持つ市民-----	12
(4) 3Rや適正処理の指導と相互のコーディネート役としての京都市-----	12
7 京都市の施策-----	13
(1) 排出事業者に対する施策-----	14
(2) 処理業者に対する施策-----	24
(3) 市民に対する施策-----	29
8 実効性ある施策の推進のために-----	31
(1) 取組指標の設定-----	31
(2) 京都市産業廃棄物3R推進協議会の設置-----	31
(3) 事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導-----	32

1 指導計画の趣旨と位置付け

- 1) 指導計画は、循環型社会の構築という大きな目標に向かって、京都市として産業廃棄物行政を積極的に推進していくための基本的な方向を示し、また、排出事業者、処理業者、市民の皆様と京都市が共に取組を進めていくための指針（ガイドライン）とするものです。
- 2) 産業廃棄物に係る排出事業者や処理業者に対する規制は全国一律のものとして廃棄物処理法や個々のリサイクル法で厳格に定められていますが、指導計画では、廃棄物処理法等の趣旨や京都市循環型社会推進基本計画の内容などを踏まえ、京都市の実情を勘案して、効果的に指導していくための具体的な施策を定めました。

図 循環型社会構築に向けた法律及び計画



2 新たな指導計画策定の背景

京都市では、平成 11 年 5 月に「京都市産業廃棄物処理指導計画」を、平成 16 年 3 月には第 2 次計画として「新京都市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、市内から発生する産業廃棄物の発生抑制とリサイクル、適正処理を推進するために様々な取組を行ってきました。

新たな指導計画は、第 2 次指導計画から引き続き取り組む施策及び平成 22 年 5 月に改正された廃棄物処理法や平成 22 年 3 月に改定された京都市循環型社会推進基本計画など社会経済情勢の変化を踏まえ、策定しています。

(1) 廃棄物処理法の改正

国においては、産業廃棄物排出事業者対策の強化と産業廃棄物処理業の優良化の推進等を図るべく、平成 22 年 5 月に廃棄物処理法が改正されました（施行：平成 23 年 4 月）。

これは、不適正処理をなくし適正処理をより一層推進するためには、処理業者に対する規制だけでは限界があり、排出事業者に対してその処理責任を徹底することと、優良な処理業者の育成に努めることが必要であるとの認識に基づくものです。

また、法改正では、廃棄物処理施設（焼却施設や最終処分場など）の維持管理対策の強化と焼却時の熱回収の促進も図られることとなりました。

(2) 京都市循環型社会推進基本計画（一般廃棄物処理基本計画）の改定

京都市は、平成 32 年度の一般廃棄物の量をピーク時（平成 12 年度）と比べて半分以上に減らすことを目指し、平成 22 年 3 月に京都市循環型社会推進基本計画（一般廃棄物処理基本計画）を改定し、一般廃棄物を排出する事業者に対して分別とリサイクルを推進することとしました。

(3) 第二次循環型社会形成推進基本計画の策定

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、第二次循環型社会形成推進基本計画が策定されました（平成 20 年 3 月）。

この計画では、これまでの取組を踏まえ、循環型社会の形成を軸に、低炭素社会、自然共生社会の構築に向けた取組との統合、地域ごとにものが循環する社会の構築などが新たに盛り込まれています。

3 計画期間

計画期間は、京都市循環型社会推進基本計画（2009－2020）との整合を図り、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とします。

なお、本計画は、今後の社会経済情勢の動向や施策の施行状況を踏まえ、概ね 5 年を目途に見直すこととします。

4 基本的理念

私たちが行ってきた大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境の保全と健全な物質循環を阻害しています。

このような活動様式を続けた場合には、地球温暖化や天然資源の枯渇など、社会の持続可能な発展に支障を来すことは明らかです。

このため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する天然資源をできるだけ少なくし、環境への負荷を少なくする循環型社会を構築していかなければなりません。

循環型社会の構築は、二酸化炭素などを大幅に削減する低炭素社会や自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会の構築に密接に関わっており、ともに持続可能な社会を創るための必要条件となるものです。

京都市では、将来世代のいのちと安全を守るため、先駆的かつ積極的に環境の保全、3 R[※]の推進と適正処理の確保を図るとともに、高い意識を持つ排出事業者と地域から信頼される健全な廃棄物処理業者の育成を目指します。

※ 3 R

循環型社会形成推進基本法では基本原則として、①発生抑制（リデュース：Reduce）、②再使用（リユース：Reuse）、③再生利用（マテリアルリサイクル：Material Recycle）、④熱回収（サーマルリサイクル：Thermal Recycle）、⑤適正処理の順に優先順位を定めています。その理由として、一般的に環境負荷の小さいものを優先するという考え方に基づくもので、大量廃棄、大量リサイクルなどは、それに伴う新たなエネルギー投入や環境への負荷を生ずることから、発生抑制を最も優先させることとしています。

本計画は、次のような視点から、策定しています。

- ① 産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。3 Rを推進し適正処理を確保するためには、まず排出事業者の高い意識とそれに基づく行動が重要です。
- ② 不適正処理を行う処理業者は、規制を厳しくするだけではなくなりません。排出事業者が処理業者を選択する際に、価格だけで判断せず、適正処理に努める処理業者が優位となるようにしていかなければなりません。
- ③ 地域社会において①②が当たり前のこととなるためには、排出事業者の意識・行動改革や処理業者の優良化に向けた努力だけでなく、市民の意識の高揚も必要です。
- ④ 京都市には、法に基づく適正処理の指導に加え、①②③の実現に向けた誘導策を講じることが求められています。

5 京都市における産業廃棄物処理の現状（推計）

（１）産業廃棄物の発生量等の推移

京都市では、平成 8 年度、13 年度、20 年度における産業廃棄物の実態について調査を実施しています。

発生量は図 1 のとおり、平成 8 年度と平成 13 年度を比べると 710 千トン減少し、平成 13 年度と平成 20 年度を比べると 178 千トン減少しています。

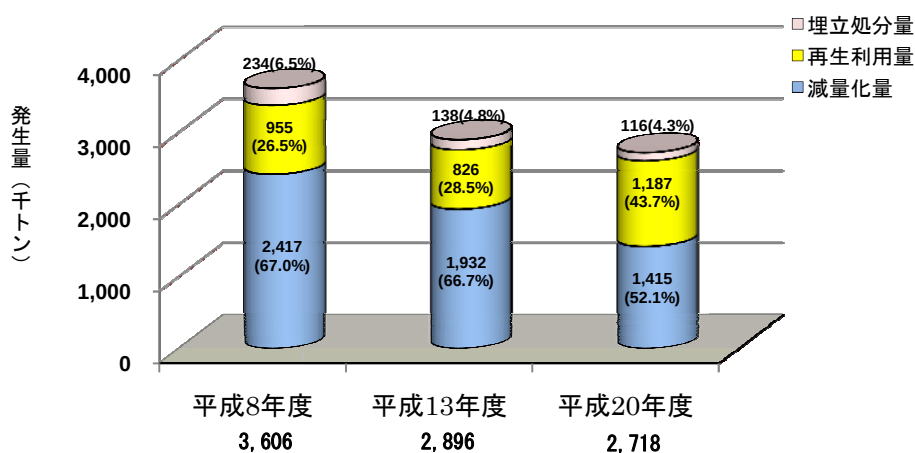


図 1 産業廃棄物・処分別発生量

発生量を業種別に見ると、図 2 のとおり製造業等その他は大きく減少し、上下水道業は横ばいとなっています。

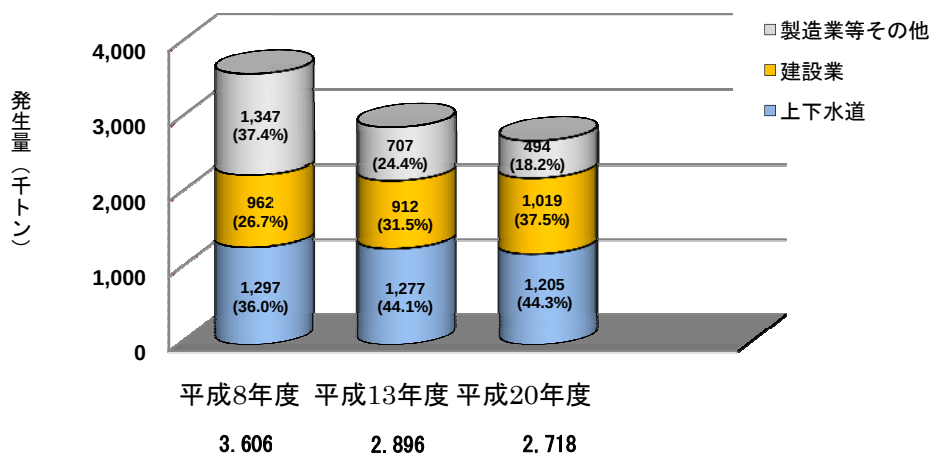


図 2 産業廃棄物・業種別発生量

平成 20 年度における産業廃棄物の処理処分フローを図 3 に示します。
発生量 2,718 千トンのうち、有償物を含めた再生利用量は 1,187 千トン(43.7%)、脱水や焼却などによる中間処理量は 2,666 千トン(98.1%)でした。

また、中間処理による減量化量※は 1,415 千トン(52.1%)で、埋立処分量は 116 千トン(4.3%)でした。

※ 減量化量とは、発生後に脱水や焼却などにより減量した量のこと。

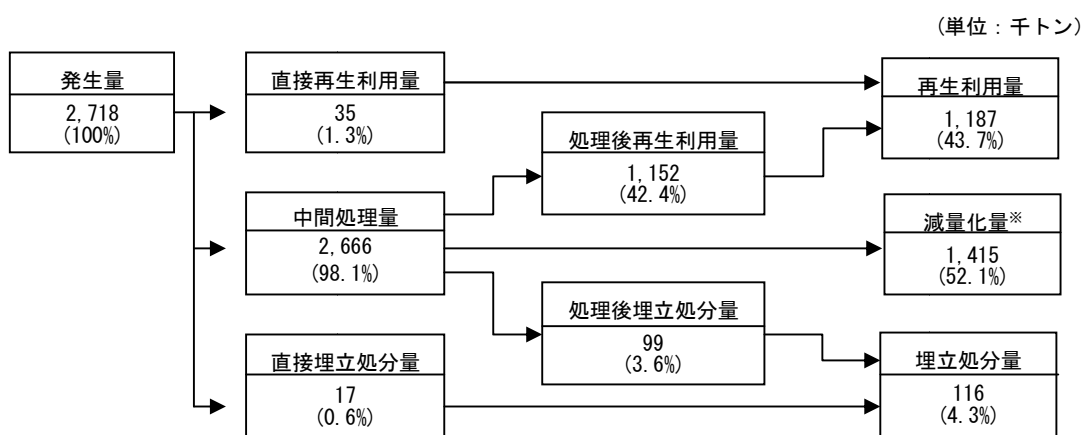


図 3 産業廃棄物・処理処分フロー（平成 20 年度）

産業廃棄物の種類別の発生量を図 4 に示します。

発生量 2,718 千トンのうち汚泥の 1,432 千トン(52.7%)が最も多く、次いでがれき類の 837 千トン(30.8%)でこの 2 種類で発生量の 80%以上を占めています。

なお、汚泥のうち 1,205 千トン(44.3%)は上下水道汚泥です。

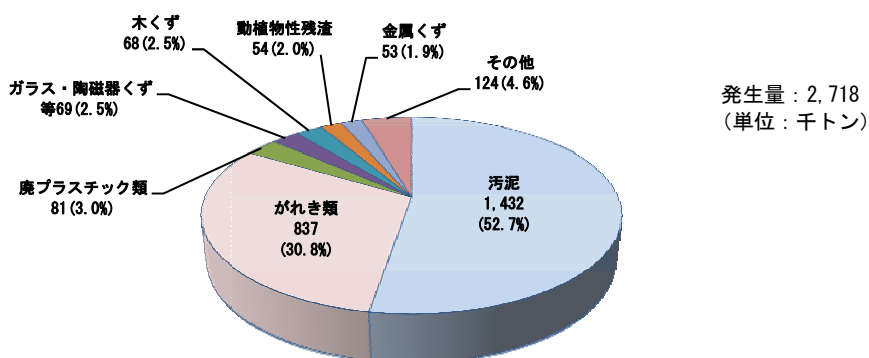


図 4 産業廃棄物・種類別発生量（平成 20 年度）

平成 20 年度に埋立処分された産業廃棄物の種類を図 5 に示します。

埋立処分量は 116 千トンで、そのうち汚泥が 67 千トン(57.8%)、次いで廃プラスチック類 12 千トン(10.3%)、がれき類 10 千トン(8.6%)、木くず 8 千トン(6.9%)、ガラス・陶磁器くず 7 千トン(6.0%)、紙くず 5 千トン(4.3%)、その他 7 千トン(6.0%)となっています。

なお、汚泥 67 千トンの内訳は製造業等から発生する汚泥 32 千トン(27.6%)、上下水道汚泥 22 千トン(19.0%)、建設系汚泥 13 千トン(11.2%)、となっています。

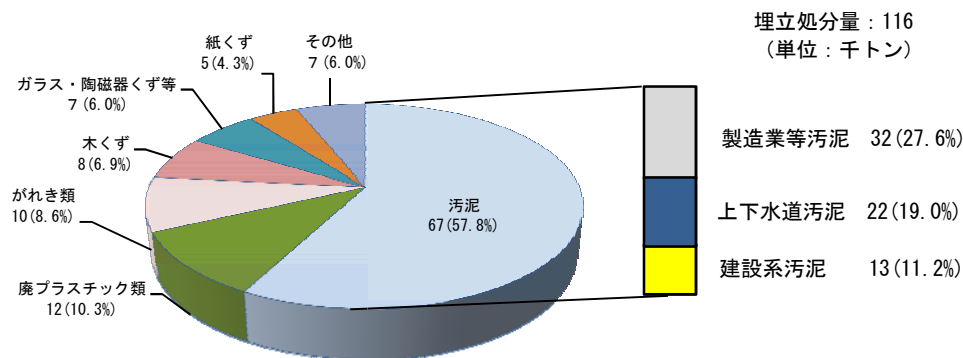


図 5 産業廃棄物・種類別埋立処分量（平成 20 年度）

次に、業種別の埋立処分量を図 6 に示します。

埋立処分量が最も多かった業種は、建設業 44 千トン (37.9%) で、次いで製造業 41 千トン(35.3%)、上下水道業 22 千トン(19.0%)となっており、これら 3 業種で 9 割以上を占めています。

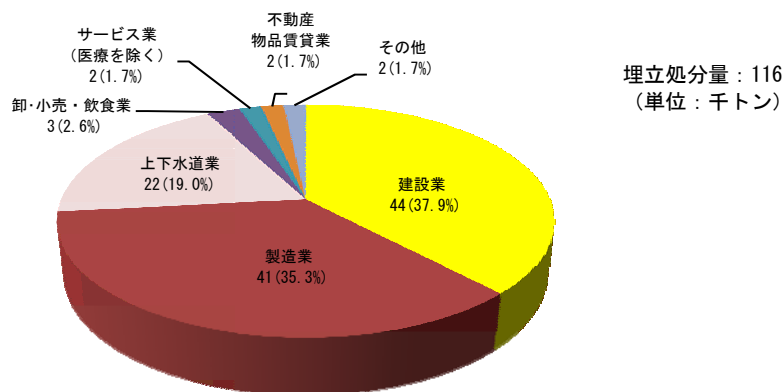


図 6 産業廃棄物・業種別埋立処分量（平成 20 年度）

(2) 第2次計画の数値目標項目の達成状況

表 第2次計画数値目標項目の達成状況一覧

目標項目	平成13年度 (実績値＝基準値)	平成20年度 (実績値)	平成22年度 (目標値)
発生抑制率	2,896千トン	6%減 (2,718千トン)	5%減 (2,744千トン)
再生利用率	28% (826千トン)	16ポイント増 44% (1,187千トン)	4ポイント増 32% (882千トン)
埋立処分量	138千トン	16%減 (116千トン)	50%減 (68千トン)

(1) 第2次計画では、平成13年度を基準として平成22年度に達成すべき目標として産業廃棄物の発生抑制率、再生利用率、埋立処分量を数値目標に設定していました。

(2) 発生量は平成8年度(3,606千トン)と平成13年度を比べると20%減少していますが、その後の平成13年度と平成20年度を比べると6%の減少となり、減少割合は逡減してきています。

平成20年度の発生量を業種別に見ると、製造業は平成8年度に比べて853千トン減少しており、特に発生抑制が図られています。

(3) 平成20年度の再生利用率は、平成13年度と比べて16ポイント増加し44%となっており、既に高い水準※1に達しています。

(4) 平成20年度の埋立処分量は、116千トンであり、平成8年度の234千トンの約半分まで減少しましたが、第2次計画で掲げた数値目標を達成するには至りませんでした※2。

(5) 今後とも発生量と埋立処分量の減少に向けて取組を進めていく必要があります。

なお、埋立処分量は発生量の増減によって大きく影響を受けるため、その減少に向けた取組の効果を示す新たな指標を設定する必要があります。

※1 発生量2,718千トンのうち汚泥が1,432千トン(52.7%)を占めています。

汚泥は脱水や焼却などの中間処理により1,350千トンが減量され、82千トンの残さとなります。この残さに他の産業廃棄物の発生量を併せた場合の再生利用率は約87%となります。

※2 発生量は再生利用量、埋立処分量及び減量化量の総和と等しいという関係があり、数値目標の設定に際しては、項目間の整合性に留意する必要があります。

埋立処分量だけが数値目標を達成するに至らなかったのは、その設定数値に他項目との整合性が欠けていたことによるものです。

6 排出事業者，処理業者，市民及び京都市が果たすべき役割

循環型社会を構築していくためには，産業廃棄物の処理にかかわる排出事業者，処理業者，市民及び京都市が，法令遵守や適正処理だけにとどまらず，それぞれの役割を果たし，相互に連携・協働しながら，行動を一步進めていく必要があります。

(1) 高い意識を持ち環境保全の取組を実行する排出事業者

ア 排出事業者が健全な経営を行い社会から信頼を得ていくためには，企業倫理や法令の遵守だけでなく，環境に配慮し，発生抑制や循環資源の利用の拡大，枯渇性資源の使用の抑制に努める必要があります。また，消費者に対して廃棄物になるものを売らない，リサイクルし易い製品をつくることも必要です。さらに，地域社会への貢献にも取り組むなど，その社会的責任（CSR）を積極的に果たすことが重要です。

イ 排出事業者にとって，法令を遵守した適正処理，廃棄物の発生抑制やリサイクルに最大限の努力を行うことは，まさに社会的責任（CSR）の実践であります。そして，その実践なしに，この美しい京都のまちを次代の子供たちにつなげ，地域社会から信頼されて事業活動を継続していくことはできません。

(2) 排出事業者や地域から信頼される処理業者

ア 処理業者は，循環型社会の推進に重要な役割を果たしています。排出事業者から委託を受けて産業廃棄物の処理を行うにとどまらず，適正処理やリサイクルの専門家として，排出事業者への処理方法等に関する情報提供やコンサルティングに努め，かつ自らの事業内容の透明性と公開性を高めることで，排出事業者や地域の信頼を獲得して，高い社会的評価を目指していかなければなりません。

イ そのためには，環境保全対策の徹底や法令を遵守した適正処理は当然のこと，再生可能エネルギーや熱回収など環境に配慮した事業運営を行うとともに，地域社会への貢献や情報発信を積極的に行う中で，優良事業者として成長し，また，業界全体のレベルアップに努めることが重要となってきます。

(3) 不適正処理を許さない・3R推進の意識を持つ市民

ア 市民は、快適な日常生活を支える食料品や生活用品の製造、電気事業や上下水道事業において、多くの産業廃棄物が発生していることや、そのリサイクルも含めた処理が資源循環に大きくかかわっていることを正しく理解しなければなりません。

イ 市民は、従来のライフスタイルを見直して、商品等の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品や再生品を選択するように努め、そのような行動の一つひとつの積重ねが、大量生産や天然資源の投入の抑制につながることを認識して行動しなければなりません。

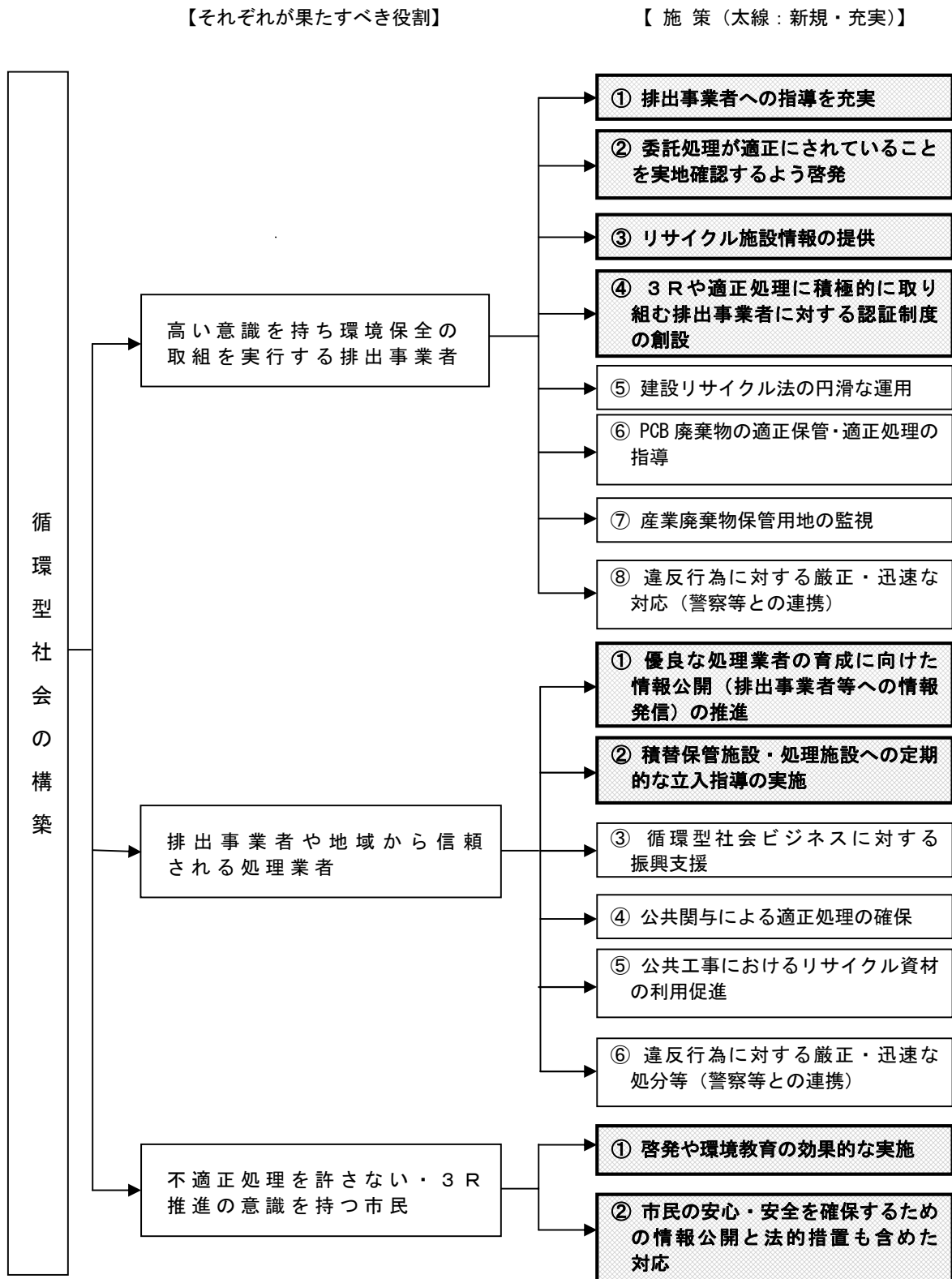
(4) 3Rや適正処理の指導と相互のコーディネート役としての京都市

ア 京都市は、3Rの推進と適正処理の確保に向けた指導に加え、排出事業者と処理業者、市民の各主体がそれぞれの役割を十分に果たせるよう支援、育成を行うとともに、相互に連携、協働できるようコーディネートに努めます。

イ 排出事業者に対しては、適正処理の方法を十分に周知し、排出から最終処分に至るまで排出者責任を全うすることを徹底するとともに、特に優れた取組を行う事業者の状況については広く公表するなどして、適正処理や環境に配慮した取組の更なる拡大に努めます。

ウ 処理業者に対しては、不適正処理を行う者には厳しいペナルティを課すとともに、優良で信頼性の高い者についてはその育成を推進し、産業廃棄物処理に対する信頼を高める仕組みづくりを進めます。

7 京都市の施策



この計画では、3Rの推進と適正処理の確保に向けた指導に加え、排出事業者と処理業者、市民の各主体が先に述べたそれぞれの役割を十分に果たせるよう、京都市が今後取り組む重点施策を明らかにしました。

(1) 排出事業者に対する施策

① 排出事業者への指導を充実【充実】

排出事業者に対する指導を、これまでの多量排出事業者(1千トン以上／年間)から排出規模の小さい事業者に順次拡大して、3Rと適正処理の推進に向けた指導を充実します。

製造業や建設業など多量の産業廃棄物を排出する事業場については、廃棄物処理法で産業廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告の提出が義務付けられ、またISO、KESなど環境マネジメントシステムの認証取得が自主的に進められるなど、3Rと適正処理が推進されてきました。

しかし、排出規模の比較的小さい卸小売業やサービス業などの事業者については、3Rや適正処理の取組に関し、まだまだ改善の余地が大きいことから、今後は、指導の対象を排出規模の比較的小さい事業者に順次拡大し、産業廃棄物の適正処理について周知徹底するとともに、3Rの推進に向けた情報提供やアドバイスを積極的に行っていきます。

指導のポイント

- ・ 廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物の区分があること（例えば、事業場から排出される発泡スチロールなどの廃プラスチック類は産業廃棄物に区分されることなど）
- ・ 3Rを進めるには、一般廃棄物と産業廃棄物に分けたうえで、廃棄物の種類ごとに分別を徹底する必要があること（分別が不徹底であり中間処理業者の受入基準に適合しない場合には、リサイクルができず、結果的に焼却や埋立処分が行われる）
- ・ 産業廃棄物の収集運搬や中間処理、最終処分の処理を業者に委託する場合には、産業廃棄物の処理の許可を受けた業者と書面で契約を締結し、産業廃棄物を引き渡す際には産業廃棄物管理票※を交付すること（一般廃棄物は、一般廃棄物の処理の許可を受けた業者に委託すること）

- ・ 排出事業者は、処理業者に委託しても、最終処分が完了するまで適正処理の責任があること（著しく安い料金で委託しないこと、中間処理や最終処分が契約どおりに行われたどうか実地確認することなど）

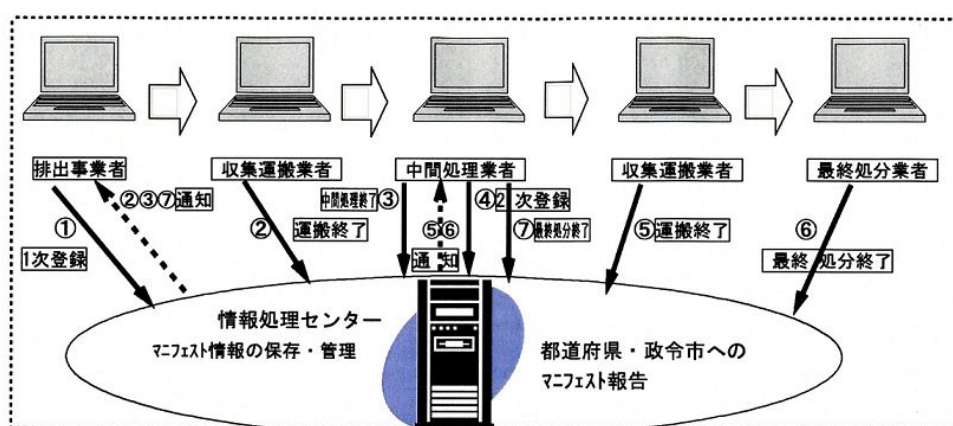
※ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的として、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、管理票に産業廃棄物の種類、数量、委託先など必要事項を記載して、処理業者に交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載した管理票の写しを受け取ることにより、産業廃棄物の処理状況を確認するものです。

産業廃棄物管理票には、複写式伝票の紙マニフェストとインターネットを活用した電子マニフェストがあります。

電子マニフェストは、排出事業者による管理票の保存が不要、廃棄物の処理状況の確認が容易、管理票の誤記・記載漏れを防止、管理票交付状況の行政報告が不要など多くの利点があります。

※ 多量排出事業者とは、事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者で、前年度の発生量が、産業廃棄物の場合は1千トン以上、特別管理産業廃棄物の場合は50トン以上の事業者のことをいいます。

＜電子マニフェストシステムの仕組み＞



② 委託処理が適正にされていることを実地確認するよう啓発【新規】

排出事業者に対して、適正な委託処理が確保されるよう、産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の適正な運用と、委託した処理の実地確認の重要性について指導を徹底します。

排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物について最終処分が終了するまで、その一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければなりません。

京都市は、排出事業者が処理を委託した場合の適正処理を確保する方策として、排出事業者に対して、産業廃棄物管理票の交付について指導を徹底するとともに、委託した産業廃棄物の処理が委託契約書に則って適切に実施されていることを定期的に確認するよう指導を行っていきます。

なお、電子マニフェストについては、少量・少頻度の排出事業者には費用負担等の課題もありますが、適正処理の確保、事務の簡素化の観点から、更なる普及を促進していきます。



③ リサイクル施設情報の提供【充実】

リサイクル施設に関する情報を使いやすくとりまとめて公表するなど、排出事業者がリサイクルを進めやすい環境づくりを行います。

排出事業者が、産業廃棄物の分別を行ってリサイクルを推進するためには、自らリサイクルを行うか、リサイクル業者を選定して処理を委託する必要があります。

そのため、市内のリサイクル施設（中間処理許可業者や京都府再生利用登録業者）の受入品目や所在地等の情報をとりまとめて市ホームページで公表するなど、リサイクルに取り組もうとする排出事業者がリサイクルを進めやすい環境づくりを行います。

また、産業廃棄物は市域内だけで処理されるものではないため、京都府の「産業廃棄物減量リサイクル支援センター（仮称）」とも連携を図り、リサイクルがより一層推進できるよう取組を進めていきます。



④ 3Rや適正処理に積極的に取り組む排出事業者に対する認証制度の創設【新規】

排出事業者の3Rや適正処理に対するインセンティブを高めるため、リデュースやリサイクルなどに努めるとともに電子Manifestの導入や委託処理の実地確認の実施など一定の基準に適合する排出事業者を認証し公表します。

京都市では、排出事業者や処理業者から、産業廃棄物の排出量やその処理状況等とともに、産業廃棄物の処理に係る環境負荷の低減や循環型社会の構築に向けて行っている自主的な取組、数値目標、処理フローなどについて報告を受け、これらの情報を本市ホームページに公表する「産業廃棄物自主行動計画」制度に取り組んできました。

第3次指導計画では、この「産業廃棄物自主行動計画」を改め、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル、適正処理に取り組む排出事業者で一定の基準に適合している場合は申請に基づき、新たに認証して公表することで、3Rや適正処理の取組を推進するインセンティブとしていきます。

なお、この認証制度では、多様な評価項目を設定し、排出事業者の取組状況に応じた認証を行うなど多くの排出事業者が参加しやすいような仕組みづくりに努めます。

〈基準とする評価項目の具体例〉

発生抑制・分別排出・再生利用の取組状況、委託先処理状況の実地確認、環境マネジメント認証取得、電子Manifest導入状況等

⑤ 建設リサイクル法の円滑な運用【継続】

建設リサイクル法の届出対象建設工事について、立入指導や再資源化等実施状況の報告徴収を徹底し、資源の有効活用と産業廃棄物の適正処理を促進します。

京都市では、建設リサイクル法に規定される一定規模以上の建築物等の解体工事や新築工事等を対象に定期的に立入指導を実施しています。

解体工事等の現場では、分別解体、分別排出及び特定建設資材廃棄物の再資源化の徹底について指導するとともに、特定建設資材廃棄物以外のものについても、リサイクルが可能なものはリサイクルを、困難なものについては適正処理を行うよう指導しています。

さらに、京都市では、届出対象建設工事の元請業者に対して、工事完了後、速やかに再資源化等実施状況報告書を提出することを求めている、廃棄物が安易に焼却や埋立処分がなされないよう指導しています。

今後とも、届出対象建設工事に係る立入指導や報告徴収を継続するとともに、発注者となり得る一般市民も含めたすべての関係者が建設リサイクル制度について理解を深めてもらうための周知・啓発についても行います。

〈届出対象建設工事〉

建設工事の種類	届出対象規模
建築物の解体	延床面積 80 m ² 以上
建築物の新築・増築	延床面積 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	請負金額 1 億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500 万円以上

〈特定建設資材〉

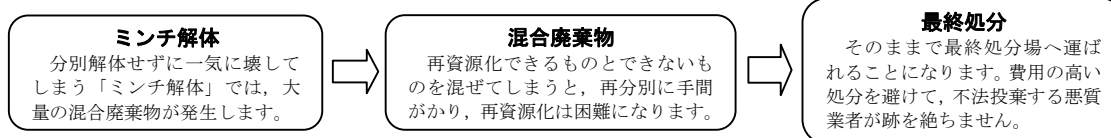
①コンクリート ②木材 ③アスファルト・コンクリート

指導のポイント

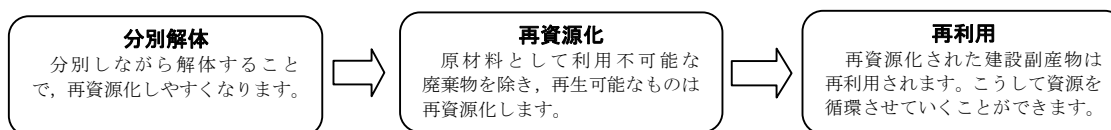
- ・ 適切な分別解体等の実施とマニフェストの交付
- ・ アスベスト含有物の適正な処理の徹底
- ・ 中間処理業者の受入基準に適合した分別排出の実施
- ・ 解体時、内装材に木材が含まれている場合において、分別に支障となる木材と一体となった石膏ボード等を取り外した上で、当該木材を取り外すことの徹底

◆◇コラム◇◆

建設リサイクル法施行前



建設リサイクル法施行後



⑥ P C B 廃棄物の適正保管・適正処理の指導【継続】

P C B 廃棄物の保管・使用事業場について、その保管状況を把握し、適正保管・適正処理の指導を行います。

平成 18 年 10 月から、政府系特殊会社の日本環境安全事業(株) (JESCO) による大阪 P C B 廃棄物処理施設が稼動し、平成 21 年 11 月からは京都市域に保管されている高濃度で重量が 10 キログラム以上のトランス類及びコンデンサ類、P C B 油の処理が開始されました。

京都市では、これら P C B 廃棄物の保管事業者に対して、処理が完了するまでの間に紛失や破損による漏洩事故がないよう、適正保管について指導を行います。

なお、低濃度の P C B 汚染電気機器、蛍光灯安定器、感圧複写紙等については、処理方法がいまだ確立されておらず、引き続き保管が必要なことから、そのことについての理解を求めつつ、適正保管の指導を行います。

指導のポイント

- ・ 関係者以外の者が容易に立入ることができないよう、囲い等のある場所で保管
- ・ 保管場所に「廃 P C B 保管」、「管理者氏名」、「管理者連絡先」などを記載した掲示板の設置
- ・ 廃 P C B 本体に「P C B 含有」の表示をし、受皿や容器に入れて保管
- ・ 平成 28 年 7 月までに処理を完了させること
- ・ 重電機器等の使用を終えた場合は、当該機器等が低濃度 P C B 汚染物の可能性についてメーカーから確認することや確認できない場合には絶縁油中の P C B 濃度を測定すること



◆◇コラム◇◆

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理体制

PCBは、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機として、その毒性が問題となったことから、昭和49年に製造・輸入・使用が原則禁止されました。

その後、廃棄物となったPCBは長期間にわたり処理体制が進展しなかったため保管が続いていました。

このため、国では平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」を制定し、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進するために、国内に5か所の広域処理施設を整備し、平成28年7月までに処理を終了する予定として、保管事業者に対して終了期間内の処理を義務付けています。京都市域に保管されている高圧トランス等の高濃度PCB廃棄物は、大阪市に設置している広域処理施設において処理されています。

なお、国ではPCB廃棄物の処理について事業実施期間内に円滑に推進するために、中小事業者を対象に処理費用を軽減する制度を設けています。

広域処理施設

事業名	実施場所	事業対象地域	処理対象	施設能力	事業実施期間
北九州	北九州市若松区響町1丁目	沖縄県，九州， 四国，中国 【17県】	高圧トランス等， 廃PCB等及び PCB汚染物等	1.5トン／日 (PCB分解量) ----- 10.4トン／日 (PCB汚染物等 重量)	H16.12 ～H28.3
豊田	豊田市細谷町3丁目	東海 【4県】	高圧トランス等 及び廃PCB等	1.6トン／日 (PCB分解量)	H17.9 ～H28.3
東京	江東区青海2丁目地先	南関東 【1都3県】	高圧トランス等， 廃PCB等及び 蛍光灯安定器	2.0トン／日 (PCB分解量)	H17.11 ～H28.3
大阪	大阪市此花区北港白津2丁目	近畿 【2府4県】	高圧トランス等 及び廃PCB等	2.0トン／日 (PCB分解量)	H18.10 ～H28.3
北海道	室蘭市仲町	北海道，東北 北関東，北陸 【1道15県】	高圧トランス等 及び廃PCB等	1.8トン／日 (PCB分解量)	H20.5 ～H28.3

⑦ 産業廃棄物保管用地の監視【継続】

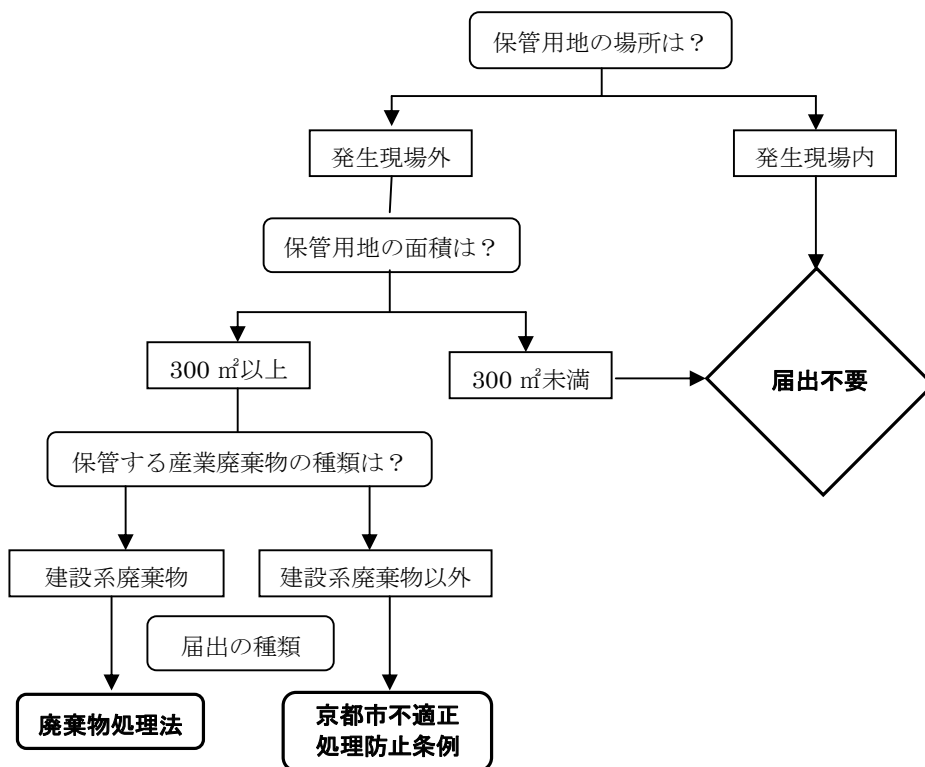
廃棄物処理法や京都市産業廃棄物不適正処理防止条例に基づく届出制度などを活用して、産業廃棄物保管用地の監視を行い、不法投棄等の発生を未然に防止します。

京都市では、産業廃棄物が排出事業場以外の場所に搬入され、堆積されたままになると、結果として不法投棄につながることから、廃棄物処理法や京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例に基づき届出を義務付けられた市内の産業廃棄物保管用地の巡回パトロールを継続し、不法投棄等の不適正処理を未然に防止します。

届出制度の概要

廃棄物処理法及び京都市産業廃棄物不適正処理防止条例では、健全で恵み豊かな自然環境の保全を図るとともに良好な生活環境を確保するため、排出事業者が事業活動に伴い生じた産業廃棄物を発生現場以外の用地で自ら保管しようとするとき、その保管用地について必要な事項を届け出ることを定めています。

産業廃棄物保管用地の届出手続きフロー図



⑧ 違反行為に対する厳正・迅速な対応（警察等との連携）【継続】

不適正処理の撲滅に向けて、京都府、近隣自治体及び警察と連携を密にし、厳正かつ迅速に対応します。

京都市域においては、京都府警と連携した「環境パトロール隊」の活動やスカイパトロールの実施、さらには廃棄物処理法の罰則の強化などにより、近年、大規模な不法投棄や不法焼却は減少してきました。

しかし、産業廃棄物は市域を越えて広域的に移動しています。また不法投棄の多くは処理業者でなく無許可業者によるものであり、しかも巧妙にカモフラージュされるなど悪質化してきています。

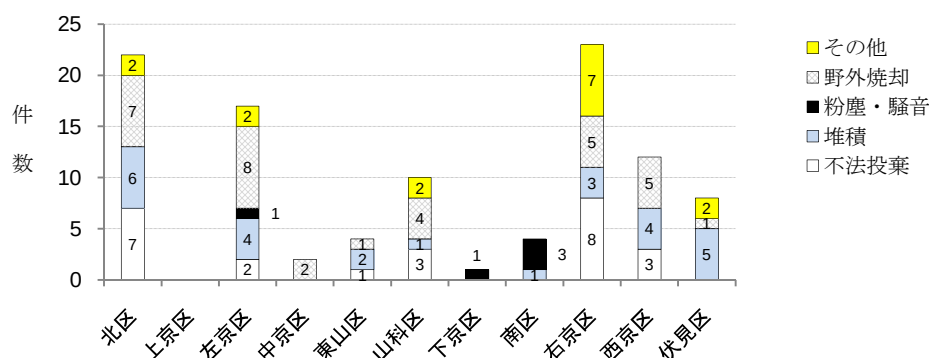
このため、京都市は、京都府、近隣自治体及び警察との連携を密にして、不適正処理の未然防止と拡大防止を図るとともに、万一、不適正処理が行われた場合には、厳正かつ迅速に対応します。

◆◇コラム◇◆

不適正処理の状況

京都市では、近年、大規模な不法投棄や野外焼却はなくなりましたが、小規模な不法投棄や野外焼却などは依然として発生しています。

行政区別の不適正処理の状況をみると、右京区や北区等の市中心部から離れた地域が多く、不適正処理の主なものは、野外焼却が最も多く 33 件で 34%を占め、次いで堆積 26 件(27%)、不法投棄 24 件（24%）となっています。（野外焼却については、ドラム缶でのたき火や構造基準を満たさない施設での焼却なども含まれます。）



行政区別の不適正処理の内訳（平成 20 年度）

京都市では産業廃棄物の野外焼却など不適正処理に関する情報を探知した場合、夜間や休日においても監視活動を行っています。

(2) 処理業者に対する施策

① 優良な処理業者の育成に向けた情報公開（排出事業者等への情報発信）の推進【新規】

廃棄物処理法の改正により、一定の基準を満たす者は優良処理業者として評価され、優良処理業者には許可期限の延長の特例が設けられました。

本市では、処理業者の事業内容に加え、地域貢献や地球温暖化防止に向けた自主的な取組に関する情報などについて、本市ホームページに公開し、排出事業者への「見える化」を進めることにより、優良な処理業者の育成を図ります。

平成 22 年度の廃棄物処理法の改正により政省令で定める基準に適合する産業廃棄物処理業者に対して、許可期間の特例（通常 5 年間の期間を 7 年とするもの）を適用する制度が設けられました。

これは、これまでの国の優良評価制度から移行したもので、新たな基準は、従前の基準（遵法性、情報公開及び環境保全への取組の各基準）に、電子マニフェストへの対応や財務体制の健全性などが新たな審査項目として追加されています。

この新たな基準を直ちに全て満たすことは容易ではないと考えられることから、今後、京都市では、現行の「産業廃棄物自主行動計画」を改め、本市独自の基準又は評価項目を設定するなどして、これに適合・合致する処理業者の情報を公開し、市民や排出事業者からの信頼を高めるため「見える化」を進めるとともに、排出事業者が処理業者を適切に選択することを容易にして、優良な処理業者の育成を図ります。

〈基準又は評価項目の具体例〉

インターネットHP等による情報発信、処理の「見える化」の取組、料金表の公開、施設見学受入状況、加入団体、従業員教育、従業員の環境関連資格検定試験の合格状況、技術開発、電子マニフェスト導入状況、環境マネジメント認証取得、熱回収やグリーン購入の実施状況、施設緑化の取組、低公害車の導入やエコドライブの取組、地方税納税状況 等

② 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施【充実】

適正処理と施設の良い維持管理の確保について指導を徹底し、また、不適正処理を未然に防止するため、すべての積替保管施設や処理施設への立入りを定期的の実施します。

京都市は、産業廃棄物の適正処理を確保するため、処理業者や排出事業者が設置する施設への立入りを行っています。立入りでは、産業廃棄物の保管状況や施設の稼働・維持管理状況を確認するとともに、無届の施設設置や構造変更がないかについても確認をしています。

今後は、定期的に立入りを実施して、より一層不適正処理の未然防止に努め、法令の定める基準に適合しない場合には改善指導を行って、適正処理と良い維持管理を確保していきます。

なお、違法行為があった場合には、措置命令や処分基準に基づく許可取消しなど、厳しく対応していきます。

③ 循環型社会ビジネスに対する振興支援【継続】

下水汚泥や動植物性残渣など産業廃棄物の有効活用に向けて先進的に取り組む循環型社会ビジネスに対し、「京（みやこ）の環境みらい創生事業」などを活用し振興を図ります。

廃棄物の更なる有効活用に向けて、環境に配慮した新技術を用いて事業化に取り組む循環型社会ビジネスに対して、京都市の事業化支援施策の活用など側面から支援を行います。

〈事業化支援施策〉

○京（みやこ）の環境みらい創生事業

先進的な環境政策を進めるため、「低炭素社会」「循環型社会」の構築に資する先進的な取組に関するアイデアを公募し、最長3年間にわたり最大で1000万円の事業資金を助成しています。

○京都市ベンチャー企業目利き委員会

次の時代の京都経済をリードするベンチャー企業を発掘、育成するため、起業化を考える方の事業性、技術・アイデアなどを評価、支援するもので、Aランク認定を受けると研究開発補助金の交付など様々な支援策が受けられます。

④ 公共関与による適正処理の確保【継続】

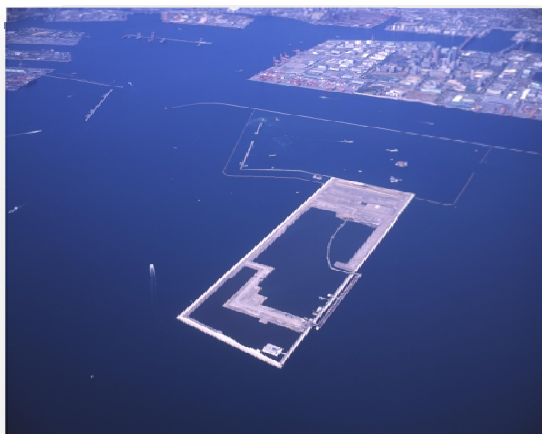
埋立処分場や焼却施設は、新たに確保することが非常に困難です。

そのため、引き続き大阪湾圏域広域処理場整備事業及び（株）京都環境保全公社への支援を継続していきます。

産業廃棄物の埋立処分場や焼却施設は、適正処理に必要な施設ですが、設置や維持管理に費用を要することや完成までに時間がかかることから新たに確保することが非常に困難です。

そのため、京都市は、市域から排出される産業廃棄物の適正処理の確保と良好な環境保全のための不可欠な社会資本である埋立処分場を運営する大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）について、広域処理の推進と長期安定的な処分場の確保を図るため、近畿の自治体と連携して、引き続き出資等を行い、その事業に参画していきます。

また、市内の中小事業者から排出される産業廃棄物の受け皿として、焼却から最終処分まで一貫して運営する（株）京都環境保全公社に対して、京都府と連携して、引き続き出資等の支援をしていきます。



フェニックス計画神戸沖処分場

所在地：神戸市東灘区向洋町地先
埋立面積：88ha 埋立容量：1,500万m³
受入基準：可燃性の廃棄物は焼却したもの
不燃性の廃棄物は破砕したもの



（株）京都環境保全公社 （伏見環境保全センター）

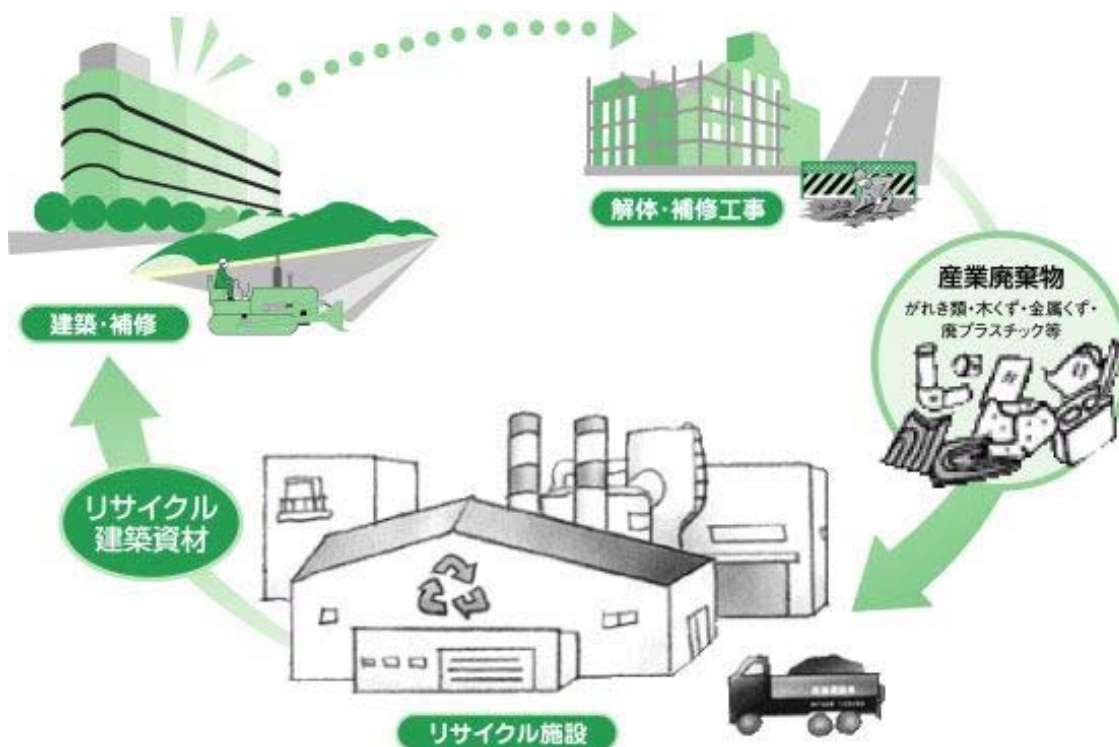
所在地：京都市伏見区横大路千両松町 126 番地
事業内容：①焼却 ②固形燃料製造 ③破砕
④発泡スチロールの減容固化 ⑤選別
処理対象物：汚泥、廃プラスチック類、紙くず、
木くず、廃油、医療系廃棄物など

⑤ 公共工事におけるリサイクル資材の利用促進【継続】

市発注工事においてリサイクル資材の利用促進を図ります。

リサイクルの推進には、リサイクル資材の利用拡大が必要であり、京都市では、市発注工事でのリサイクル資材の利用を引き続き促進しています。

京都市の工事発注部局と環境部局で構成する「京都市建設副産物対策協議会」において、建設副産物の排出抑制や再資源化について連絡調整や情報交換を行うとともに、リサイクル資材の規格や利用基準の検討などを行い、リサイクル資材の利用促進と適正処理の確保を図ります。



⑥ 違反行為に対する厳正・迅速な処分等（警察等との連携）【継続】

不適正処理の撲滅に向けて、京都府、近隣自治体及び警察と連携を密にするとともに、処分基準を明らかにして、厳正かつ迅速に対応します。

京都市域においては、京都府警と連携した「環境パトロール隊」の活動やスカイパトロールの実施、さらには廃棄物処理法の罰則の強化などにより、近年、大規模な不法投棄や不法焼却は減少してきました。

しかし、産業廃棄物は市域を越えて広域的に移動するものであり、また不法投棄は巧妙にカモフラージュされるなど悪質化してきています。

このため、京都市は、京都府、近隣自治体及び警察との連携を密にして、不適正処理の未然防止と拡大防止を図るとともに、処分基準を明らかにして、万一、不適正処理が行われた場合には、厳正かつ迅速に対応します。

※ 京都市、京都府、滋賀県とともに警察とが連携し、府県境において定期的に路上検問を実施しています。

路上検問では、不適正処理を未然に防止するため、産業廃棄物の積載内容、積載重量や搬出入先等をマニフェストにより確認するとともに、運搬途中において廃棄物が飛散流出しないよう指導しています。

府県境における路上検問のようす



マニフェストの提示を求めているところ



燃料に不正軽油使用の有無を確認するため、燃料を抜き取っているところ

(3) 市民に対する施策

① 啓発や環境教育の効果的な実施【充実】

市民の産業廃棄物処理に対する正しい理解と認識の醸成を、より一層効果的に推進します。

京都市では、総合的な環境学習の場である「環境フォーラムきょうと」の開催や産業廃棄物処理施設見学会の開催を通じて、産業廃棄物処理に対する市民意識の高揚に努めてきました。

しかし、ダイオキシン問題や不法投棄が社会問題化された時代から、社会経済情勢が変化してきている現在においては、次のような観点も考慮しながら排出事業者や処理業者と共同して環境教育や環境学習を進めていくことが、市民の産業廃棄物処理に対する正しい理解と認識を得るために効果的であります。

ア 産業廃棄物の処理の流れを見学することにより、多くの産業廃棄物がリサイクルにつながっていること。

イ 産業廃棄物処理施設だけでなく、一般廃棄物処理施設、排出事業者の処理施設についても、施設見学の対象とすること。

ウ 「循環型社会」だけでなく、「低炭素社会」や「自然共生社会」という観点からも産業廃棄物処理を理解する内容とすること。

エ 今後のまちづくりを担う将来世代となる小中学生を主たる対象とすること。



「夏休み親子さんぱい講座」
小中学生によるリサイクル施設見学

平成 22 年 8 月 3 日実施
参加者 22 名



「環境フォーラムきょうと」
リサイクル品等の展示会場

平成 23 年 2 月 26 日実施
参加者約 500 名

② 市民の安心・安全を確保するための情報公開と法的措置も含めた対応【充実】

産業廃棄物の不適正処理や事故の未然防止に積極的に取り組みます。しかしながら、産業廃棄物の不適正処理等により地域の環境に著しい悪影響が生じ、又は生じるおそれがある場合には、市民の安心・安全を確保するため、一連の情報を公開するとともに、支障の除去等の法的措置も含め毅然とした対応をします。

産業廃棄物の不適正処理等については、排出事業者や処理業者への指導を徹底し、その発生を未然に防ぐことが重要です。

しかしながら、万一、産業廃棄物の不適正処理等により地域の環境に著しい悪影響が生じ、又は生じるおそれがある場合には、市民の安心・安全を確保するため、大気汚染、水質汚濁、悪臭などを専門とする学識経験者から意見を聴取のうえ対応策を検討し、それら一連の情報を公開するとともに、行政代執行による支障の除去等の法的措置も含め毅然とした対応をします。

京都市西京区における行政代執行事例（平成 10 年）



行政代執行前



行政代執行後

8 実効性ある施策の推進のために

(1) 取組指標の設定

循環型社会を構築していくためには、まずは排出事業場において発生量を抑制することが重要であり、次に、発生した産業廃棄物は可能な限り再生利用を行い、埋立処分量を削減していかなければなりません。

埋立処分量の半減を念頭に置き、平成 20 年度の実態調査結果（推計）を基準として、発生抑制率、再生利用率及び埋立処分率について次のように取組指標を設定し、本計画で定める施策を推進していきます。

目標項目	平成 20 年度 (基準値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (最終目標値)
発生抑制率	2,718 千トン	7% 減 (2,528 千トン)	12% 減 (2,392 千トン)
再生利用率	44% (1,187 千トン)	45% (1.0 ポイント増)	46% (2.0 ポイント増)
埋立処分率	4.3% (116 千トン)	2.8% (1.5 ポイント減)	2.3% (2.0 ポイント減)

発生した産業廃棄物のうち、汚泥には水分が多く含まれています。この汚泥に含まれている水分を除いた場合、再生利用率は次のようになります。

項 目	平成 20 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
再生利用率	87%	89% (2.0 ポイント増)	91% (4.0 ポイント増)

(2) 京都市産業廃棄物 3 R 推進協議会の設置

産業廃棄物処理施策の実施状況について定期的な報告と点検を行うとともに、循環型社会の構築を促進する観点から自治体として国への政策提案も行うため、新たに学識経験者、産業廃棄物排出事業者、処理業者、市民、行政で構成する京都市産業廃棄物 3 R 推進協議会を設置します。

なお、これに伴い、「環境フォーラムきょうと」等これまで市民啓発事業の実施を担ってきた京都市産業廃棄物連絡協議会は発展的に解消します。

(3) 事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導

事業所から発生する産業廃棄物の 3 R や適正処理を効果的に推進するには、事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導が必要です。

第 4 次産業廃棄物処理指導計画の策定に当たっては、循環型社会推進基本計画との統合を検討します。

◆◇コラム◇◆

京都市の一般廃棄物の現状

京都市域における一般家庭や事業場から排出され京都市施設において受け入れた一般廃棄物の量は表に示すとおりです。

平成 8 年度と平成 13 年度を比べると横ばいですが、平成 13 年度と平成 20 年度を比べると大きく減少しています。減少した背景には平成 18 年度の家庭ごみの有料指定袋制の導入や平成 19 年度のプラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大など、様々な取組が進められたことにあります。

	平成 8 年度	平成 13 年度	平成 20 年度
京都市受入量(千トン)	791	776	574

平成 22 年度からは、一般廃棄物処理業者が収集するマンションや事業場についても、分別排出と透明袋による排出の徹底を進めており、さらに排出量は減少しています。